

最高裁秘書第2807号

令和4年9月21日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和4年9月13日に答申（令和4年度（最情）答申第14号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和3年度（最情）諮問第51号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和4年1月17日（令和3年度（最情）諮詢第51号）

答申日：令和4年9月13日（令和4年度（最情）答申第14号）

件名：特定年度在外公館赴任前研修に参加した裁判官が分かる文書の一部不開示の判断に関する件

## 答申書

### 第1 委員会の結論

「特定年度在外公館赴任前研修（第5部研修）に参加した裁判官が誰であるかが分かる文書」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「特定年在外公館赴任前研修（第5部研修）研修員推薦名簿」（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和3年12月13日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3（令和4年7月1日改正前の取扱要綱記第11の4）に定める諮詢がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）が本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号及び6号に規定する不開示情報に相当するか不明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1(1) 本件対象文書は、特定年度在外公館赴任前研修（以下「本研修」という。）に際して作成された研修員推薦名簿である。

(2) 名簿の標題以外の部分は一行ごとに一体として各裁判官の個人識別情報

(法5条1号)に相当する。このうち、氏名、ふりがな、現所属、技官・事務官の別、生年月日（西暦）、年齢、試験区分及び採用年次の各欄に記載された情報（以下、併せて「氏名等」という。）は、慣行として公にされている情報（法5条1号ただし書イ）ではあるが、本研修が在外公館への赴任の発令前に行われる研修であることから、本研修に参加した裁判官の氏名等を公にすると、裁判官の人事管理に関する機微な情報が明らかとなり、事情変更により当該裁判官が在外公館に赴任しなかった場合等に無用な憶測を生じさせるなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号ニの不開示情報に相当する。

また、氏名等以外の各欄に記載された情報については、法5条1号ただし書イからハまでに相当する事情はなく、さらに、本研修が在外公館への赴任の発令前に行われる研修であることから、当該情報を公にすると、裁判官の人事管理に関する機微な情報が明らかとなり、事情変更により当該裁判官が在外公館に赴任しなかった場合等に無用な憶測を生じさせるなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び同条6号ニの不開示情報に相当する。

(3) 名簿欄外に記載された担当者の電話番号及びメールアドレスは、いずれも公表しておらず、これらの情報を公にした場合、職務に関係のない電話やメールの送信によって職務に必要な連絡に支障を来すなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書の不開示情報に相当する。

2 本研修は、在外公館に赴任する予定の裁判官が受ける研修であるが、研修員の推薦時においては、在外公館への赴任に必要な人事異動の発令はなされていない。よって、本研修の研修員推薦名簿である本件対象文書に記載された名簿の標題以外の部分を公にすると、結果として、発令前の人事異動に関する情報といった、裁判官の人事管理に関する機微な情報が明らかとなる。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- |             |                       |
|-------------|-----------------------|
| ① 令和4年1月17日 | 諮問の受理                 |
| ② 同日        | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受   |
| ③ 同年6月17日   | 本件対象文書の見分及び審議         |
| ④ 同年7月5日    | 最高裁判所事務総長から補充理由説明書を收受 |
| ⑤ 同月15日     | 審議                    |
| ⑥ 同年9月9日    | 審議                    |

## 第6 委員会の判断の理由

1 本件対象文書を見分した結果によれば、本件対象文書のうち名簿部分の記載内容は、氏名等のほか、ローマ字、性別、電話番号、メールアドレス、級、号俸、外国籍の有無、語学力及び海外留学歴等の語学履修歴、赴任公館、前任者がいる場合の赴任公館での配属班、予算級、現任者、採用年、推薦者と前任者の年次差、オンライン講習の環境調査並びに備考の各欄で構成されていて、このうち不開示とされた部分（以下「本件不開示部分1」という。）には、一行ごとに、本研修の研修員として推薦された各裁判官の上記各欄に該当する情報が記載されていることが認められ、名簿部分の欄外の不開示とされた部分（以下「本件不開示部分2」という。）には、最高裁判所の担当者の電話番号及びメールアドレスが記載されていることが認められる。

### 2 本件不開示部分1について

本件不開示部分1に記載されている情報は、一行ごとにそれぞれ一体として、法5条1号に規定する個人識別情報に相当する。

このうち、氏名等は、同号ただし書イに規定する慣行として公にされている情報に相当するものとみられる。しかし、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、本研修は、在外公館に赴任する予定の裁判官が受ける研修であり、研修員の推薦時においては、上記赴任に必要な人事異動の発令はされていない

ことが認められた。上記確認結果を踏まえれば、氏名等について公にすると、結果として、発令前の人事異動に関する情報といった、裁判官の人事管理に関する機微な情報が明らかとなり、事情変更により当該裁判官が在外公館に赴任しなかった場合等に無用な憶測を生じさせるなどして、今後の裁判官の人事管理に係る事務に關し、適正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるということができる。したがって、氏名等は、法5条6号ニに規定する不開示情報に相当する。

次に、氏名等以外の名簿部分の各欄に記載された情報については、法5条1号ただし書イからハまでに相当する事情は認められない。また、上記のとおり、法5条6号ニに規定する不開示情報にも相当する。

したがって、本件不開示部分1に記載された情報は、法5条1号及び6号ニに規定する不開示情報に相当すると認められる。

### 3 本件不開示部分2について

当委員会庶務を通じて確認した結果、最高裁判所の担当者の電話番号及びメールアドレスは、いずれも公表されていないことが認められた。上記確認結果を踏まえれば、これらの情報を公にした場合、職務に關係のない電話やメールの送信によって職務に必要な連絡に支障を來すなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示部分2に記載された情報は、法5条6号柱書に規定する不開示情報に相当すると認められる。

### 4 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法5条1号、6号柱書及び同号ニに規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長

高 橋

滋

人 正 口 門 員 委

子 雅 戶 長 員 委